

令和5年度 新教育大学大学院派遣研修募集要項

3 教セ開第326号
令和4年4月1日
東京都教職員研修センター

1 目的

この要項は、教科等及び教育課題における高い専門性や識見を養うことにより、優れた教育実践を展開できる力を身に付けた指導的役割を果たせる教員を育成するため、令和5年度新教育大学大学院派遣研修における派遣者の募集について、必要な事項を規定する。

2 応募資格

新教育大学大学院派遣研修実施要綱の目的を理解し、教育研究に熱意をもち、大学院での修士学位取得を目指すとともに、健康で研修に専念でき、出願時において以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 原則として、東京都公立学校の主幹教諭、指導教諭、主任教諭及び主任養護教諭（以下「主任教諭等」という。）である者
- (2) 勤務状況等が優良な者
- (3) 都立学校の主任教諭等にあつては所属校の校長、区市町村立学校の主任教諭等にあつては所属校の校長及び所管の教育委員会教育長の推薦が得られる者
- (4) 修士課程又は専門職学位課程（教職大学院）修学にふさわしい教育実践、研究実績を有するとともに、学校や地域及び東京都の教育課題解決に向けた実践的・実証的な研究ができる者

〔研究実績の例〕

東京都教育研究員、教育課題等研究開発委員会委員、東京教師道場、各学校や区市町村においての研究を指導的立場で推進した者など

- (5) 各大学院の出願資格及び出願要件に該当する者
- (6) 派遣研修修了後、東京都において教育管理職等として、東京都の教育の充実に資する意思のある者。

または、派遣研修修了後、各地域や学校で導的役割を担う教員として研修成果の還元に努め、東京都の教育の充実に資する意思のある者。

ただし、令和4年度に実施される教育管理職選考との併願は認めない。

- (7) 東京都教員研究生、国立特別支援教育総合研究所における地域実践研究等の長期研究生、教職大学院、新教育大学大学院及び大学院設置基準第14条を適用している大学院への派遣生のいずれの経験も有しない者
- (8) 令和4年4月1日現在において、教育管理職候補者でない者
- (9) 教職大学院派遣研修を出願しない者。

ただし、新教育大学大学院派遣研修と大学院設置基準第14条適用大学院派遣研修との併願は認める。

3 派遣期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間

4 修学年限

2年間とする。年限を超えての修学は認めない。

5 派遣予定数

1名程度

6 派遣先（以下の大学院から1校希望する）

- (1) 兵庫教育大学大学院学校教育研究科修士課程又は専門職学位課程
- (2) 上越教育大学大学院学校教育研究科修士課程又は専門職学位課程
- (3) 鳴門教育大学大学院学校教育研究科修士課程又は専門職学位課程

7 派遣研修の応募及び受験の同意

- (1) 派遣研修に応募する主任教諭等は、所属校の校長に派遣研修応募用紙（様式3）を作成し提出する。その際、派遣応募者は、教育管理職選考等の受験意思の有無及び大学院設置基準第14条適用大学院派遣研修との併願希望の有無を明記する。

なお、受験に当たって、障害等で配慮を必要とする場合は特記事項に記入する。

- (2) 所属校の校長は、上記1の各項目について確認した上で、派遣候補適任者推薦書・学校用（様式2-1又は様式2-2）を作成し、都立学校長は、東京都教育委員会に様式2-1及び様式3を提出する。区市町村立学校長は、所管の区市町村教育委員会に様式2-2及び様式3を提出する。

- (3) 区市町村教育委員会は、派遣候補適任者推薦書・教育委員会用（様式1）を作成し、様式2-2及び様式3と併せて東京都教育委員会に提出する。

なお、所見の記入に当たっては、令和2年度及び令和3年度業績評価の総合評価を踏まえること。

- (4) 東京都教育委員会は、所属校の校長及び所管の教育委員会教育長の推薦を受けた主任教諭等に対して、書類選考及び面接選考により、本事業の目的に照らし、受験の同意の可否を決定する。

- (5) 都立学校長又は区市町村教育委員会は、7(4)の決定に基づき、本人に受験の同意を与える。

- (6) 東京都教育委員会は、7(5)の決定に基づき、受験の同意を与えた主任教諭等を、希望する大学院へ推薦する。

※受験の同意 新教育大学大学院派遣研修実施要綱（19教セ開第16号）に基づき、東京都教育委員会、都立学校長及び区市町村教育委員会が、本要項5の大学院への受験を許可すること。

8 選考方法

東京都教育委員会は、所属校の校長及び所管の教育委員会教育長の推薦を受けた主任教諭等に対して、第一次選考及び第二次選考を実施し、合否を決定する。

- (1) 第一次選考
書類審査を行う。
- (2) 第二次選考
第一次選考合格者に対して面接審査を行う。

9 大学院の受験

- (1) 東京都教育委員会が受験を同意した主任教諭等は、希望する大学院を受験する。
- (2) 大学院への出願、入学試験等の時間に関するサービスは、年次休暇とする。

10 派遣の決定・取消し

- (1) 東京都教育委員会が受験を同意した主任教諭等が希望する大学院を受験し、受験の結果、合格した者について、大学院への入学が内定した時点で、東京都教育委員会が派遣を決定する。
- (2) 東京都教育委員会は、派遣主任教諭等について派遣が困難な状況が生じた場合、所属都立学校長及び所管の教育委員会と協議の上、派遣の決定を取り消す。

11 附則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。